

# 市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

## 市税の納期は税目により異なります

### 市税の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。

### 納付書は綴っていません

納付書は綴らずに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。

### 便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期(ことわざ)出向くこともなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 5月15日(火)までに口座振替の申し込みをした場合、納期が6月の市・府民税第1期分と軽自動車税から振替ができません。また、6月15日(金)までに手続きをした場合、7月が納期の固定資産税・都市計画税第2期分からの振替となります。

なお、振替は各納税義務者の税目単位で行います

## 市税はコンビニでもお納めいただけます

市税は、市役所や銀行、信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア(コンビニ)で納付することができます。

※取り扱いできる金融機

## コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、1枚ずつレジに出してください。
- 納付額が納付書1枚につき30万円を超えるものは取り扱えません。
- バーコードの印字されていない納付書は取り扱いできません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

### 納期限が過ぎた市税は

が、軽自動車税は所有されている全ての軽自動車分を振替します。

市税を納期限までに納付しない延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府税務課」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

### 預金残高を(確認)ください

口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法(期別または全期前納)を記載していただきます。振替日までに預金残高を(確認)ください。

預金残高不足等で口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状

※内容により京都府税務課構内で相談いただく場合があります。

◆問い合わせ 税務課収納係

## 自動車税の納期限は5月31日(木)です

自動車税の納税通知書は、5月上旬に郵送します。銀行、信用金庫、郵便局等の金融機関やコンビニまたは京都府の納税窓口で、5月31日(木)までに納付してください。

※障がい者のための自動車税減免制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

### 臨時相談窓口

- ▽場所 京都府山城広域振興局・田辺地域総務室(京田辺市)
- ▽日時 5月17日(木)午前9時~午後4時30分(正午~午後1時を除く)
- ◆問い合わせ 京都府山城広域振興局税務室(☎0774-23-5400)

## 住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡以上を限度)の3分の1相当です。

### 減額の要件

### 住宅と居住者

新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)。改修後床面積50㎡以上280㎡以下で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人③障がいのある人

### 手続き

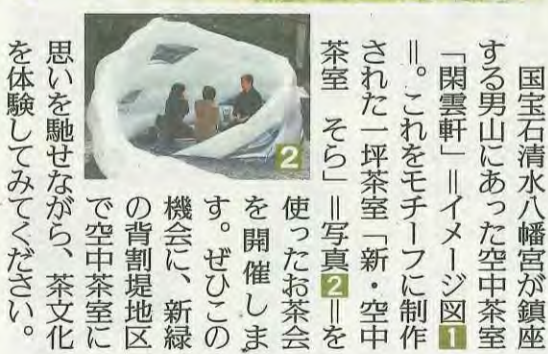
改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

人確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

▽改修工事 2020年3月31日まで

マイナンバーの記載と本人確認書類が必要で申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と本

## 5月27日(日) 新・空中茶室「そら」茶会



日時 5月27日(日)午後0時30分~3時30分  
場所 淀川河川公園背割堤エントランス  
内容

- ①新・空中茶室「そら」茶会 午後0時30分から30分毎に全6回開催。定員：各回4人(当日先着順。整理券を発行)。費用：1人500円。共催：立命館大学茶道研究部。※雨天時は、「そら」の展示はありません。
- ②八幡のお茶で抹茶点て体験 午後0時45分から30分毎に全5回。定員：各回4人(当日先着順。整理券を発行)。費用：無料。
- ③宇治茶のふるまい 「お茶の京都博」特別選考会で選ばれたプレミアムな宇治茶(煎茶、玉露)。協力：京都府企画理事付。
- その他同日、さくらであい館主催で、ミュージック&マルシェYou(午前10時~午後4時)も開催。

◆申し込み・問い合わせ 商工観光課

## 工業統計調査を実施

5月中旬から6月 調査員が伺います

6月1日を基準日として、工業統計調査が実施されます。5月中旬から6月にかけて、調査員が伺いますので、調査にご協力いただきますようお願いいたします。なお、調査票に記入された内容については、統計法に基づき、統計作成目的以外(課税資料等)に使用することはありません。

◆問い合わせ 総務課

◆問い合わせ 税務課資産税係